

変死体等の取扱いについて（例規）

〔 最終改正 令和6.11.29 例規務第31号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、犯罪死体、変死体及び非犯罪死体（以下「変死体等」という。）の取扱いを適正かつ効率的に行うため、変死体等の調査、観察方法等について、必要な事項を定めたもので、昭和48年12月4日から実施しています。